

令和2年9月9日

厚生保健委員会

幼児教育・保育課

## 酸性電解水（次亜塩素酸水）生成器の取扱いについて

### 1 要旨

市立保育園・幼稚園の酸性電解水（次亜塩素酸水）生成器の設置については、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）による新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の有効性評価結果やアルコール消毒液等の現在の調達状況から、市の方針として設置を行わないこととする。

### 2 これまでの経緯

- （1）新型コロナウイルス感染症対策に有効なアルコール消毒液等が、全国各地で需要が高く調達が困難な状況であった。
- （2）園における集団感染リスクを低減し、安全安心な環境を確保していくための一つの手段として、酸性電解水（次亜塩素酸水）生成器の設置を進めた。
- （3）令和2年6月26日付公表のNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）による新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の有効性評価結果等を踏まえ、有効な消毒・除菌方法が限定されることから、市として設置を見合わせて様子を見ることとした。

### 3 予算執行状況 ※予備費対応

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| （1）酸性電解水（次亜塩素酸水）生成器 | 執行済額 0 千円（予算額 31,600 千円） |
| （2）電解補助液及びスプレーボトル   | 執行済額 0 千円（予算額 2,240 千円）  |